

ためになる税金よもやま話！

●春日部地区浦高会・会員スピーチより！



一昨日の春日部地区浦高会、総会後の会員スピーチは税理士の鈴木 剛さん(28回)による「税金よもやま話…ためになる話」でした。

* *

◆税金よもやま話…ためになる話 【鈴木さんの資料抜粋】

I. 開業は平成元年…バブル期は全てが高かった！

私の高校時代の同期が税理士を開業しており、個人でも何とかやっているとこのことがあったので税理士になりました。彼がいなければ普通のサラリーマンになっていたかも知れません。私が開業したのが平成元年、バブルの真っ最中でした。その当時に、こんな仕事がありました。

平成2年に神田で27坪の借地を持っていた大学で哲学を教えていた先生がいらっしゃいました。その方は借地権を売却するために軒下で商売をされていた靴磨きの方に3,500万円を立ち退き料として払いました。そしてドイツに留学して2年半後に帰国されて住宅を購入したのですが、売却代金13億円に2年間で2億円の利息が付き、この利息で税金を払えたという案件がありました。今から考えると凄い時代だったのですが、こうした案件があったから私も何とかやっているとこのことでした。

* *

II. 相続税、贈与税について

さて、本題に入りたいと思います。

①相続税は「遺産」に課税される

…× 取得財産に課税

☆5千万円相続しても相続税¥0の人もいる。

- ・遺産が基礎控除を超えれば申告義務が生じ、各相続人は取得割合に応じた相続税を納付。
- ・相続した全員に連帯納付の義務あり！

②27年1月からの相続税法改正について

- ・何が変わったのか…基礎控除、最高税率 etc.

<相続税の速算表>

法定相続人の取得金額	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1千万円以下	10%	0	10%	0
1千万円超 3千万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3千万円超 5千万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5千万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下			50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

☆最低税率は10%

☆基礎控除=3,000万円+600万円×相続人の数

③贈与税

- ・教育資金の贈与 1,500万円、住宅取得資金の贈与 1,000万円、配偶者控除 2,000万円
- ・留学時の一括送付には注意を！（必要なだけ）

* *

III. 所得税で「所得」とは、「必要経費」とは

まず、

合計所得－所得控除(配偶者控除 etc.)＝課税所得
課税所得×税率－税額控除＝納税額

①事業所得(不動産所得)＝総収入金額－必要経費

- ・不動産所得の方の必要経費は「固定資産税」位
- ・修繕費、外壁塗装費などは必要経費となる。

②当たり馬券は一時所得？ ⇒ 雑所得

- ・一時所得＝総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除(50万円)
- ・雑所得＝総収入金額－必要経費

☆外れ馬券購入費は「必要経費」

③サラリーマン、年金受給者には必要経費は認められないのか？

- ・給与所得＝給与収入－給与所得控除

☆給与所得控除の上弦が設けられた…245万円

- ・雑所得(公的年金)＝(年金)収入金額－公的年金控除額

☆収入450万円までは

(年金)所得 ≤ 給与所得 (70歳以上の場合)

* *

IV. ふるさと納税

- ・現在、住民税の税率は10% (都道府県民税4%、市町村民税6%)
- ・給与収入650万円超で所得税は10%になる。
- ・通常の寄付金は住民税では10%の税額控除

☆ふるさと納税…都道府県・市町村に対する寄付金は2,000円を超える部分について、原則として所得税と合わせて全額が控除される。

☆2,000円を超えるお礼の品＝特産品がもらえる

☆浦高奨学財団への寄付も2,000円を超える部分が所得金額から控除される。

* *

V. その他

①法人税の実効税率とは

- ・日本は35.64%、アメリカは40.75%、ドイツは29.59%、中国は25.00%、韓国は24.20%

②消費税の還付とは

- ・受取消費税－支払消費税×課税売上割合＝納付消費税又は還付消費税

・課税売上割合とは、(課税売上＋免税売上) ÷ (課税売上＋免税売上＋非課税売上)

【文責：香田】 * *

困った時は税理士の鈴木さん、池田さんに相談！